

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画愛国地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		愛国地区地区計画
位 置		帯広市愛国町基線の一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		2. 5ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、帯広市の中心部から南方約9キロメートルに位置し、旧国鉄広尾線愛国駅を中心とした農村集落に隣接している。 この愛国地域の活性化に資するものとして、市街化調整区域であることを勘案しながら、周辺の田園環境と調和したゆとりある住環境を創出し、良好な環境の農村集落の形成を図ることを目標とする。
	土地利用に関する方針	ゆとりある良好な専用住宅を主体とした土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	当地区には、区画道路（幅員8M）を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 農村集落としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 閑静なゆとりある良好な住環境の確保を図るため「建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低制限」、「建築物の壁面の位置の制限」、「建築物の高さの最高限度」を定める。 3 閑静なまちなみにふさわしい景観の形成が図られるよう「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 4 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため「垣又はさくの構造の制限」として高さの制限を行う。

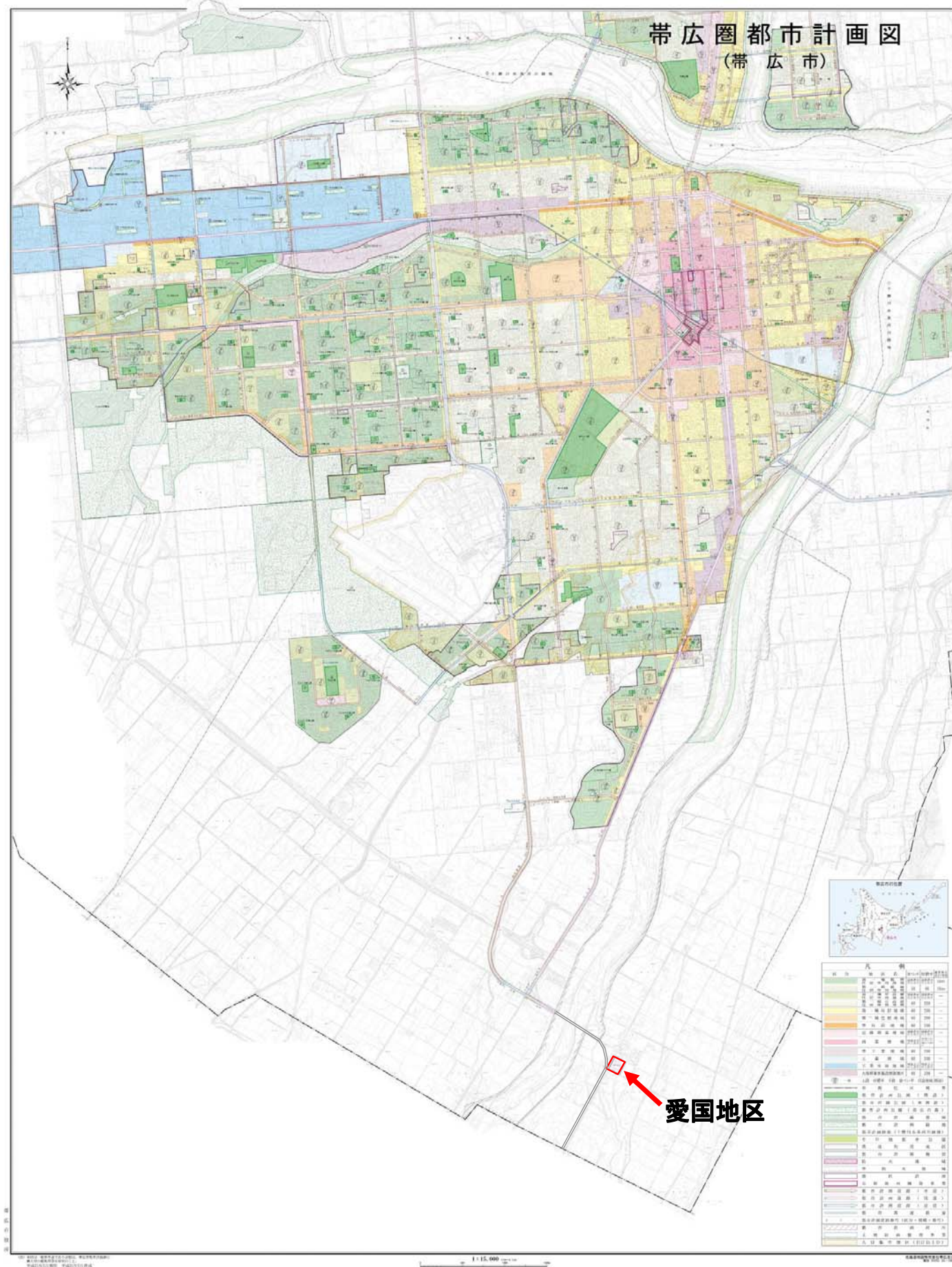
2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		愛国地区地区計画
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		1. 8ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 兼用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する「住宅」をいう。ただし、3戸以上の長屋を除く。）のうち、次の各号に掲げる用途を兼ねるもの ア 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 ウ 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房 (3) 共同住宅（3戸以上除く。）
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の6
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の4
		建築物の敷地面積の最低限度	300平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	敷地境界線（隅切部分は除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の中心線までの距離の最低限度は2メートルとする。 ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、2.3メートル以下である場合はこの限りでない。
		建築物の高さの最高限度	10メートル
		建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物、看板類で次の各号の要件を満たすもの以外は設置してはならない。 (1) 一辺（脚長を除く。）の長さが1.2メートル以内 (2) 最大表示面積（表示面が2面以上のときはその合計）が1平方メートル以内 (3) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの
		垣又はさくの構造の制限	60センチメートル以下とする。 ただし、生け垣の場合はこの限りでない。
備考			用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

(理由)

愛国地区の活性化、コミュニティの維持を図るとともに、周辺の田園環境と調和したゆとりのある良好な農村集落の形成を図るため、当該地区において地区整備計画の区域の拡大を行うものである。

帯広圏都市計画愛国地区地区計画 総括図



帯広圏都市計画愛国地区地区計画 計画図

